

## 岩手沿岸南部広域環境組合職員の寒冷地手当に関する規則

平成 18 年 4 月 21 日 規 則 第 2 1 号
---------------------------------

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 10 号)に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合職員の寒冷地手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(寒冷地手当)

**第 2 条** 職員の寒冷地手当については、釜石市職員の寒冷地手当に関する規則(昭和 44 年釜石市規則第 8 号)の例による。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。